

平成31年度鹿沼市一般廃棄物処理実施計画

〔ごみ処理実施計画〕

本市のごみ処理については、第6次鹿沼市一般廃棄物処理基本計画及び本計画で定める施策に基づき、行政・市民・事業者が協働してごみの適正な処理を行うとともに、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の基本原則による循環型社会への転換を目指すものとする。さらに、資源循環による熱利用や処理施設の適正な維持管理に努め、環境負荷の低減を図る。

1. ごみの排出抑制のための施策

(1) 市における方策

施策名	内 容	実施月
教育・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none">・リサイクルセンターやごみ処理施設を活用した環境学習の機会を提供する。・地域や学校、事業所における出前講座などで、ごみの排出抑制や分別について環境学習を推進し、併せて環境学習リーダーの活用を図る。・広報紙やホームページ、インターネットやスマートフォンのウェブ版アプリを利用し、ごみに関する情報を提供する。	4月～3月
	<ul style="list-style-type: none">・環境イベント等の開催によるごみ出しルール等の啓発・周知を図る。	12月

施策名	内容	実施月
家庭系ごみの減量化	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの排出抑制と減量化に努め、5種14分別収集を徹底する。 ・リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）リサイクル（資源化による再利用）の3R及びリフューズ（ごみになるものを買わない、断る）を推進する。 ・生ごみ処理機等設置費補助金交付制度や資源ごみ回収報償金制度を継続する。 ・白色トレイやリターナブルビンの店頭回収を推進する。 ・マイバッグ使用や過剰包装の辞退を推進する。 	4月～3月
事業系ごみの減量化	<ul style="list-style-type: none"> ・事業系ごみの分別徹底による減量化・資源化を図る。 ・事業系ごみの処理料金について、適宜見直しを行い、排出の抑制に努める。 ・ごみになりにくい商品やリサイクル品の製造・販売を呼びかける。 ・公共施設で発生するごみの排出を抑制する。 ・多量排出事業者に対し、適正な減量計画を指導する。 	4月～3月
	<ul style="list-style-type: none"> ・排出事業者及び許可業者に対し、ごみ減量化と適正処理に関する研修・指導を実施する。 	1月

(2) 市民における方策

施策名	内容	実施月
家庭系ごみの減量化	<ul style="list-style-type: none"> ・5種14分別を徹底し、ごみの適正な排出に努める。 ・マイバッグの使用や過剰包装を断るとともに、リフューズ（ごみになるものを買わない、断る）の活動に取り組む。 ・生ごみの堆肥化や水切りの徹底により、ごみの排出抑制・減量化に努める。 ・白色トレイやリターナルビンの店頭回収に協力する。 ・地域の資源物集団回収に協力する。 ・再生品の使用を促進し、使い捨て品等の使用を抑制する。 ・通称リサイクルショップ（再利用品販売店）やフリーマーケットを積極的に利用する。 	4月～3月

(3) 事業所における方策

施策名	内 容	実施月
事業系ごみの減量化	<ul style="list-style-type: none">・事業活動に伴うごみの排出抑制と適正な処理に努める。・過剰包装を抑制するなど、流通包装廃棄物の削減に努める。・リターナブルビンの店頭回収を推進する。・ワンウェイ容器の使用抑制と店頭回収を推進する。・飲料用容器の自主回収に努め、デポジット制度について調査・検討する。・事業活動における再生品の使用を促進する。・有機性廃棄物については、鹿沼市堆肥化センターや民間施設での資源化を推進する。・古紙などの資源物の分別徹底に努める。	4月～3月

(4) 地域における取り組み

施策名	内 容	実施月
ごみの減量化	<ul style="list-style-type: none">・地域におけるリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）リサイクル（資源化による再利用）の3R及びリフューズ（ごみになるものを買わない、断る）を推進する。・地域における資源ごみの分別徹底、集団回収の推進に努める。・環境美化や交通安全に配慮し、ごみステーションの適正管理に努める。・市と協働して、ごみの不法投棄及び道路や公園、水辺などのポイ捨て防止に取り組む。	4月～3月

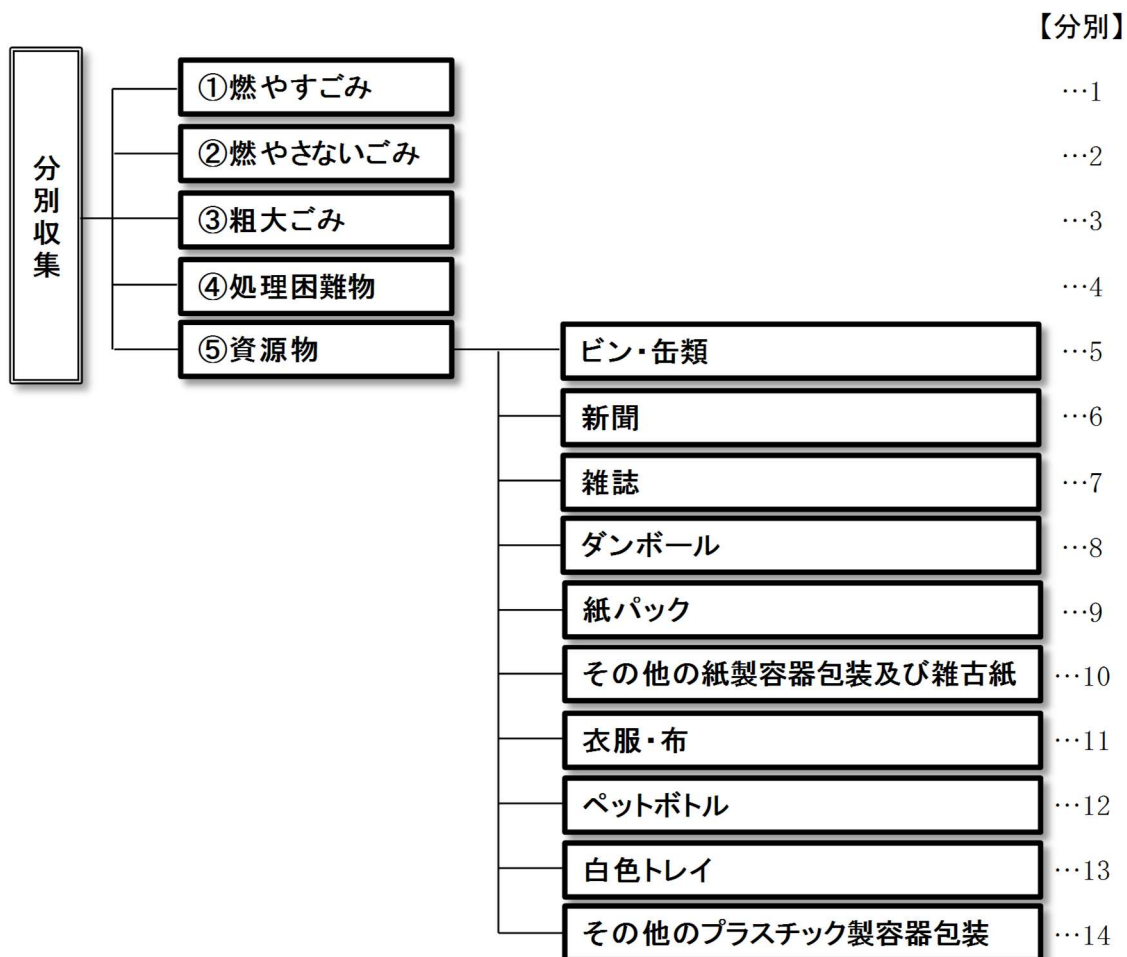
(5) 計画目標

① ごみの排出量及び処理量

項 目	平成 31 年度	説 明
人 口	96,515 人	第 7 次鹿沼市総合計画の人口による
ごみ総排出量	30,177 t	
計画処理量	28,521 t	
集団回収量	1,656 t	
燃やすごみ総排出量	22,599 t	
累計削減量	1,442 t	基準年度 (H27) からの累計
削減率	6 %	基準年度 (H27) からの累計
最終処分量	3,811 t	
累計削減量	287 t	基準年度 (H27) からの累計
削減率	7 %	基準年度 (H27) からの累計
家庭系ごみ	燃やすごみ	16,967 t
	燃やさないごみ	1,050 t
	資源物	3,146 t
	粗大ごみ	980 t
	その他	269 t
	排出量 小計	22,459 t
事業系ごみ	燃やすごみ	5,632 t
	燃やさないごみ	56 t
	資源物	313 t
	粗大ごみ	61 t
	排出量 小計	6,062 t
1 日 1 人当り排出量	854 g	
資源化量	4,017 t	
リサイクル率	18.8 %	

2. ごみの分別収集とその方策

(1) ごみの分別収集は、5種14分別とする。



(2) ごみ分別の方策

施策名	内 容	実施月
分別の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民や事業者に対し、収集や搬入時に指導を行うとともに、イベントやごみルール強調月間などを通して啓発を図る。 	4月～3月
分別排出 ルールの 強化	<p>家庭系ごみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ収集指導シールなどを活用して、適宜ごみ出しルールの指導を行う。 ・ 定期的に応報紙などで分別の周知を行う。 ・ 「ごみルール協調月間」を設けて3Rや分別、モラル向上の啓発・指導を行う。 ・ レアメタルが含まれている小型家電製品は、啓発活動を行いながら、資源としての回収を行う。 	4月～3月
	<p>事業系ごみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排出者に対し、一般廃棄物と産業廃棄物の分別徹底を指導する。 ・ 排出者に対し、3Rの推進と資源物の分別徹底を周知・指導する。 ・ 収集運搬許可業者に対し、分別ルールに反する廃棄物の収集を行わないよう指導する。 	

3. ごみの適正処理及び実施主体

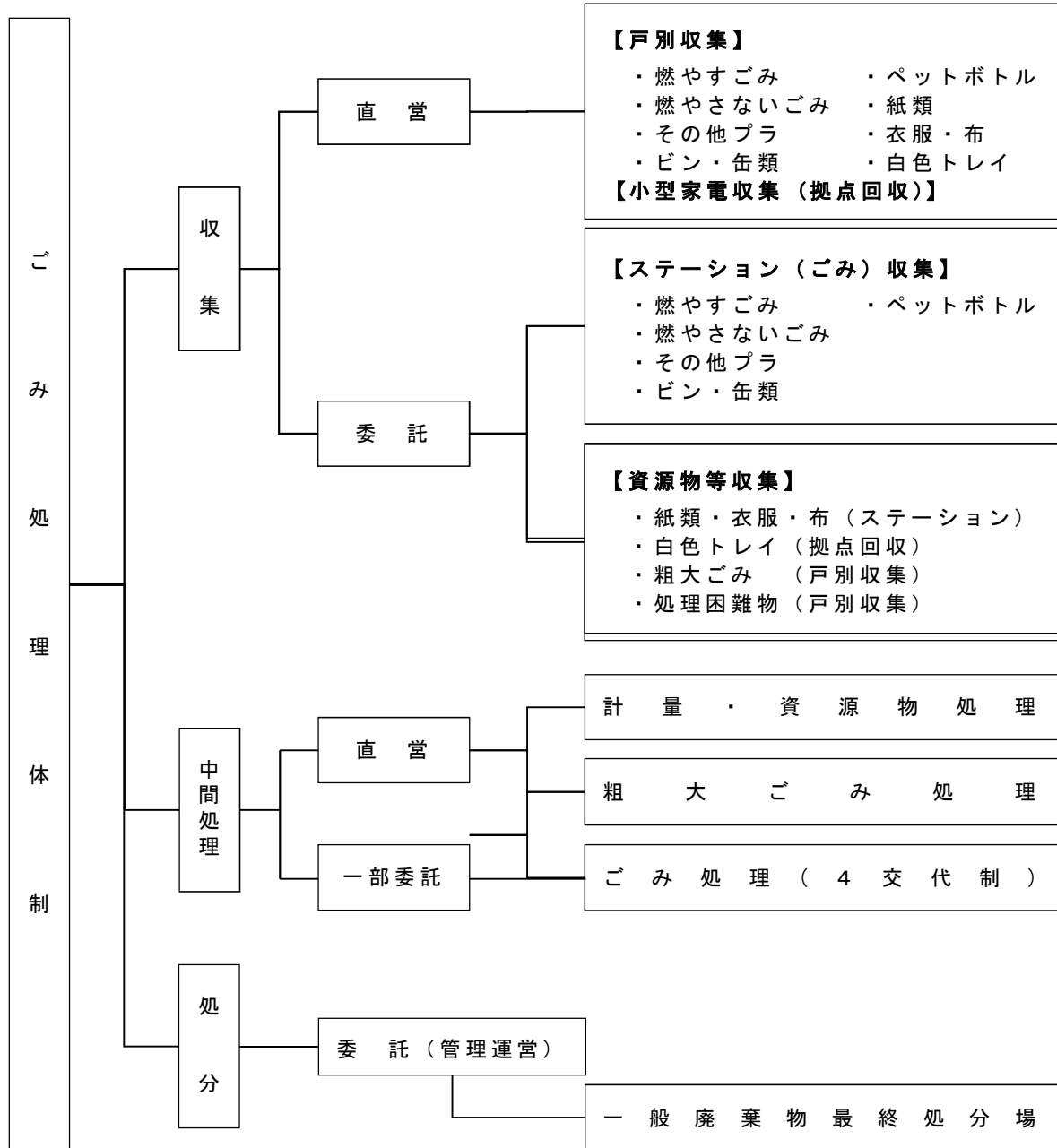
(1) ごみの種類ごとの収集・運搬等

- ① ごみの種類ごとの収集・運搬は、別表1「家庭系一般廃棄物の処理計画」、別表2「事業系一般廃棄物の処理計画」及び別表3「市が受け入れる処理困難物」のとおりとする。
- ② 市が受け入れない処理困難物は、別表4のとおりとする。
- ③ 収集・運搬の方策

施策名	内容
収集体制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分別の区分ごとに収集日を定め、安定的かつ効率的な収集を行う。 ・ 分別の区分や量的変化に対応した収集日及び収集回数を見直しを検討する。 ・ ごみステーション収集を全面的に民間委託し、引き続き適正な収集に努める。 ・ 祝日の家庭ごみ収集及び第1・第3日曜日の家庭ごみ受入れについて、人員の体制を踏まえ、一体的な検討を行う。
ごみステーションの適正な配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみステーション設置基準に基づき、適正配置に努めるとともに、維持管理について指導する。 ・ 地域が率先してごみステーションの統廃合を進めるとともに、整備補助により支援する。
資源物の抜き取り対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早朝の巡回パトロールを実施し抑止に努める。 ・ 自治会やきれいなまちづくり推進員と連携し、集団回収の取り組みやごみステーションにおける監視を継続する。 ・ 罰則付きの条例制定について調査・検討を行う。
ごみ出しが困難な市民への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内全地域において、高齢者・障がい者向けの戸別収集を実施する。 ・ 超高齢社会における支援のあり方について調査・検討を行う。
事業系ごみの搬入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所に対し、ごみの排出時における適正な分別を指導する。 ・ 搬入事業者及び許可業者に対し、ごみの適正な搬入指導と検査を行う。
環境負荷低減の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民協働の「もったいない運動」を展開し、ごみ減量を推進する。 ・ 効率的な収集を行うことにより、燃料等の使用量を削減し、環境負荷の低減に努める。 ・ 収集車両等の入替えなどの際には、低公害車を優先して選択する。

(2) ごみ処理及びその体制

- ① ごみ処理は、別表 1 及び別表 2 のとおりとする。
- ② ごみ処理体制



③ ごみ処理体制の今後の方策

施策名	内 容
ごみ処理体制の見直し	・ 定年退職による職員の減少を踏まえ、策定した現業職場の将来ビジョンを見直し、計画的な直営配置と民間委託の拡大を図る。
一般廃棄物処理業の許可	・ 一般廃棄物の収集運搬および処理については、鹿沼市内において安定かつ円滑に遂行されていることから、当面の間は新たな許可は原則的に認めないこととする。

(3) 中間処理計画

① 中間処理は、別表 1 から別表 3 で示す方法で行う。

② 鹿沼市環境クリーンセンター中間処理施設概要等

・ ごみ焼却処理施設概要

焼却能力	177t/日 (88.5t/24h×2基)
炉形式	連続燃焼式焼却炉
工場棟	鉄骨・鉄筋コンクリート造、地上3階、地下1階
煙突	外筒：鉄筋コンクリート造、内筒：鋼板製、地上高50m

・ 粗大ごみ処理施設概要

破砕能力	30t/5h
工場棟	鉄骨・鉄筋コンクリート造、地上3階、地下1階

・ ペットボトルの減容施設概要

処理能力	2t以下/日
工場棟	鉄骨造、地上1階

・ その他プラスチック製容器包装の減容施設概要

処理能力	5t以下/日
工場棟	鉄骨造、地上1階

・ ごみ焼却量等の計画量

項 目	平成31年度
焼却量	23,695 t
直接焼却量	22,599 t
破砕処理後焼却量	1,096 t
焼却処理後残渣量	2,761 t
破砕処理後埋立量	1,051 t

③ 鹿沼市堆肥化センター施設概要等

・施設概要

処理能力	76.7 t / 日
工場棟	鉄骨造、地上1階

・目標年度における一般廃棄物処理量

項目	平成31年度計画処理量
生ごみ	192 t
木くず関係	700 t

④ 民間処理施設概要

所在地	鹿沼市下石川
焼却能力	一般廃棄物 134.63t/日
炉形式	可動炉床型焼却炉及び二次燃焼炉

(4) 最終処分計画

① 鹿沼市最終処分場の概要

浸出水処理施設処理能力	110 m ³ /日			
埋立面積	第1期計画	27,000 m ²	第2期計画	9,200 m ²
埋立容量	第1期計画	112,000 m ³	第2期計画	35,000 m ³
埋立開始	平成5年4月			

② 焼却等残渣及び埋立量

項目	平成29年度
焼却残渣量	2,961 t
破碎残渣量	949 t
埋立容量合計(覆土含む)	3,605 m ³
埋立残余容量	25,505 m ³

3. ごみ処理施設の整備

整備等の内容	実施月
施設整備計画	4月～3月
点検整備	

4. 最終処分場の施設整備

整備等の内容	実施月
施設整備計画	4月～3月

5. 他市町村のごみ処理及び市域外でのごみ処理

(1) 他市町村のごみ処理

① 他市町村のごみ処理の方策

施策名	内 容
他市町村のごみ処理	<ul style="list-style-type: none"> 本市域内の民間の一般廃棄物処理施設で処理される他市町村のごみに対し、環境負荷を低減し、環境整備、環境保全等の財源として環境保全協力金の負担を求める。

② 民間処理施設の概要

所在地	鹿沼市下石川
焼却能力	一般廃棄物 134.63t/日
炉形式	可動炉床型焼却炉と二次燃焼炉による

③ ごみの処理量等

ごみの種類	処 理 量	実施月
一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 処理量は、施設の処理能力の範囲で他市町村の事前協議に基づく量とする。 	4月～3月

(2) 市域外でのごみ処理

① 市域外でのごみ処理の方策

施策名	内 容
市域外でのごみ処理	<ul style="list-style-type: none"> 市域内で処理できないごみは、再資源化やリサイクルの方針に従い、市域外の民間処理施設を所管する他市町村との事前協議を行うとともに、市域外の民間処理業者に適正に処理及び処分を委託する。 食品リサイクル法に基づく処理を行う事業所の申し出により、市域外の民間処理施設を所管する他市町村との事前協議を行うとともに、事業系生ごみの一部を、一般廃棄物収集運搬業者を通じて市域外の民間堆肥化施設に運搬し、資源化処理を行う。

② ごみの処理量等

ごみの種類	平成 31 年度処理計画量	実施月
生ごみ	49.2 t	4月～3月

〔生活排水処理実施計画〕

本市における生活排水処理は、第6次鹿沼市一般廃棄物処理基本計画及び本計画で定める施策に基づき、コミュニティプラント、公共下水道及び農業集落排水施設を計画的に整備し、個人設置型合併処理浄化槽の普及を促進する。また、し尿処理施設における浄化槽汚泥や生し尿の適正な処理を図ることとする。

1. 生活排水の処理

(1) 生活排水処理の方法

生活排水処理は、次の事業を適正な整備手法として推進する。

整 備 手 法
公共下水道整備事業、特定環境保全公共下水道事業、浄化槽設置整備事業、農業集落排水事業

(2) 生活排水処理計画（平成31年度）

1. 計画処理区域内	人 口	96,722
	世帯数	37,973
2. 水洗化・生活雑排水処理	人 口	79,305
	世帯数	29,616
(1) コミュニティプラント	人 口	2,644
	世帯数	911
(2) 浄化槽（合併）	人 口	14,970
	世帯数	4,231
(3) 公共下水道	人 口	58,678
	(区域内)	(58,034)
	(区域外)	(644)
	世帯数	23,555
(4) 農業集落排水施設	(区域内)	(23,381)
	(区域外)	(174)
(4) 農業集落排水施設	人 口	3,013
	世帯数	919
3. 水洗化・生活雑排水未処理（単独浄化槽）	人 口	15,647
	世帯数	6,030
4. 非水洗化	人 口	1,770
	世帯数	695

※第6次鹿沼市一般廃棄物処理基本計画で定めた推計値を元に行っているため、人口等は最新の実績値とは異なる。

2. し尿及び汚泥の処理

(1) 処理の方策

施策名	内 容
コミュニティプラント汚泥の処理	<ul style="list-style-type: none"> ・環境クリーンセンターで一部汚泥を焼却処理する。 ・現状の焼却処理と併せ、資源化の方法を検討する。
下水道汚泥の処理	<ul style="list-style-type: none"> ・終末処理場で中間処理し、栃木県下水道資源化工場で資源化する。 ・資源化工場の処理量超過分は、産業廃棄物として適正に処理する。 ・資源化したものは、栃木県エコスラグ有効利用促進指針に基づき、管工事の基礎及び埋め戻し材として再利用に努める
農業集落排水汚泥の処理	<ul style="list-style-type: none"> ・下南摩地区、酒野谷地区、菊沢西地区の農業集落排水処理施設の汚泥は、鹿沼市堆肥化センターで適正に処理する。 ・北半田地区の農業集落排水処理施設の汚泥は、環境クリーンセンターで焼却処理後に埋立処分する。 ・北半田地区の処理施設の汚泥については、現状の焼却処理と併せ、資源化の方法を検討する。
し尿及び浄化槽汚泥の処理	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿は直営で収集し、浄化槽汚泥は許可業者が収集する。 ・し尿及び浄化槽汚泥は、環境クリーンセンターで中間処理し、焼却施設で焼却処理後に埋立処分する。 ・し尿汚泥等の効率的かつ最適な処理を行うため、浄化槽汚泥の一部を下水処理施設で処理する試験を継続し、最終的には全量の下水道処理施設処理を検討する。 ・し尿収集は原則直営で収集するが、汲取り世帯の減少を踏まえ、今後の収集体制を検討する。

(2) し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬及び処理量

区分 種類	平成 29 年度	収集運搬	収集区域
し 尿	3,288 k1	鹿沼市及び委託業者	鹿沼市全域
浄化槽汚泥	14,668 k1	許可業者及び委託業者	
生活雑排水	81 k1		
計	18,037 k1		

3. 生活排水処理施設の整備

施策名	内 容	実施月
浄化槽の普及・促進	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽設置補助制度により個人設置型合併処理浄化槽の普及を促進する。 ・上記に併せ、単独処理浄化槽の撤去を行う場合において、撤去費用の一部を上乗せ補助し、より一層の普及促進を図る。 	4月～3月
公共下水道処理区施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・黒川処理区は、1,581ヘクタールの整備を推進する。 ・栗野処理区は、134ヘクタールの整備を推進する。 	
特定環境保全公共下水道処理区施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・西沢処理区は、57ヘクタールの整備を推進する。 	

4. 関係業者等への指導

施策名	内 容
関係業者等への指導	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽清掃許可業者や鹿沼市下水道排水設備指定工事店等を対象に、研修会などで指導する。

別表 1 家庭系一般廃棄物の処理計画

種類 区分	燃やすごみ		資源物										燃やさないごみ	粗大ごみ	処理困難物	特定家庭用機器
			ビン 缶類	ペットボ トル	新聞	雑誌	段ボ ール	紙バ ック	その他紙 製容器包 装	衣服・布	白色 トレイ	その他のプラ スチック製容 器包装				
品目	生ごみ 紙くず プラス チック 製品 等	木くず 枝・葉 木片 草 等	アルミ缶 スチール缶 あきビン 乾電池 スプレー缶 等	しょう油 用、ジュ ース用、酒 用、めんつ ゆ・ノンオ イルドレ ッシング 用 等	新聞	雑誌	段ボ ール	紙バ ック	その他紙 製容器包 装、雑古紙	(衣服) 上着、ズボ ン、スカート 等 (布) 毛布、ハンカ チ、タオル等	白色トレ イ	その他のプラ スチック製容 器包装 (白色トレイ 含む)	せともの やかん ガラス類 植木鉢 菓子缶 電球 蛍光灯 等	自転車 家具 ふとん ステレオ ストーブ 掃除機 等	ドラム缶 ポンプ タイヤ ホイール 健康器具 畳 等	エアコン テレビ 冷蔵庫 冷凍庫 洗濯機 衣類乾燥機
出し方	鹿沼市 指定 ごみ袋	白色半 透明・ 透明袋	コンテナ 容器	コンテナ 容器	ひもで十字しばり(ただし、雑古 紙は白色半透明・透明袋)				白色半透明 ・透明袋	回収 ボックス	白色半透明 ・透明袋	コンテナ 容器	直接搬入又は戸別収集	リサイクル 券購入		
出す場所	ごみステーション								市内店舗	ごみステーション		直接搬入 戸別収集	小売業者 鹿沼市			
収集回数	週2回	週1回	月2回				随時	週2回	月2回	随時						
収集運搬 主体	委託業者															
収集区域	鹿沼市全域															
搬入先 (市施設)	ごみ処理施設		粗大ごみ処 理施設		ストックヤード				栗野ストッ クヤード	ストックヤード		粗大ごみ処理施設		ストック ヤード		
保管場所					ストックヤード					栗野ストッ クヤード	ストックヤード					
搬出先 (処分先)	フェニックス	再生業者	再生業者						指定法人		再生業者、フェニックス			指定引取 場所		

種類	搬入先	収集運搬主体	収集区域
戸別収集	ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設及びストックヤード	鹿沼市	鹿沼市全域
動物の死体	ごみ処理施設	鹿沼市・委託業者・直接搬入	
火災残さ	ごみ処理施設	直接搬入	
小型家電 リサイクル	ストックヤード	鹿沼市	

別表 2 事業系一般廃棄物の処理計画

種類		収集運搬主体	収集区域	搬入先	保管場所	搬出先 (処分先)
燃やすごみ		事業者・許可業者	鹿沼市全域	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理施設 ・堆肥化センター ・民間処理施設(許可業者) 		・フェニックス
粗大ごみ				<ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみ処理施設 		<ul style="list-style-type: none"> ・フェニックス ・再生業者
燃やさないごみ				<ul style="list-style-type: none"> ・ストックヤード 	<ul style="list-style-type: none"> ・再生業者 	
資源物	缶類					
	新聞					
	雑誌					
	段ボール					
	紙パック					
	その他紙製容器包装					
	衣服・布					
ペットボトル						

別表 3 市が受け入れる処理困難物

処理困難物の種類
ウォーターサーバー（家庭で使用したものに限り）
給湯機（ガス壁掛け型以外）
草刈り機・草刈機の刃（家庭で使用したものに限り）
携行缶（ガソリン・混合油等用、汚れや中身の無いもの）
健康運動器具（マッサージ機・マッサージチェア・サイクリングマシン・ルームランナー・ぶらさがり健康器・鉄アレイ・ダンベル・バーベル・エキスパンダーなど）
高圧洗浄機（家庭で使用したものに限り）
自転車（電動機付き）
芝刈り機（家庭で使用したものに限り）
ジャッキ（乗用車用）
充電式ドライバー・ドリル
スロット台（家庭で使用したものに限り）
ソファ（スプリング入り）
タイヤ（乗用車用）
タイヤチェーン（金属製、乗用車用）
畳（家庭で取り外したもので直接搬入の場合に限り）
チェーンソー（家庭で使用したものに限り）
電動車椅子
電動ドリル・ドライバー
ドラム缶（汚れや中身の無いもの）
発電機（携帯用のものに限り）
パチンコ台（家庭で使用したものに限り）
フェンス（金属製のもの）
風呂釜
噴霧器（電動のもので家庭で使用したものに限り）
ベッド・マットレス（スプリング、鉄線、磁石入り）
ホイール（乗用車用）
ボイラータンク（900未満・中身は除く）
ポンプ（水道用・水槽用）
モーター類
リヤカー
ワイヤー

別表 4 市が受け入れない処理困難物

区 分	品 目 等
材質によるもの	石（漬物石など）、FRP製品（ボート・サーフボード・タンクなど）、園芸用土・砂、外壁材（サイディングボード）、瓦、鋼材でできたもの、コンクリート製品（コンクリートブロックなど）、石膏ボード、焼却灰、タイル、断熱材を含むもの、土砂（小石・砂利含む）、レンガ
性状によるもの	ガス類、廃油、農薬（除草剤など）、薬品
大きさ・重量によるもの	木臼、木の根、樹木・木片（直径10cm×長さ50cmを超えるもの）、ソーラーシステム、電気温水器、ピアノ、ボイラータンク（90ℓを超えるもの）
品目によるもの	オートバイ、ガスボンベ、自動車部品（車両本体及び車両本体と一体的なパーツと見なすべきもの）、消火器、耐火金庫、注射針・鍼灸鍼、農機具類、パソコン（使用済小型家電リサイクル品を除く）、バッテリー、パレット（運搬用）、浴槽
その他	建築・建設廃材（家庭用で少量であり、上記に該当しない物は、現物を確認の上、直接搬入の場合に限り受け入れる）